



# 鳥取県公報

令和2年7月3日(金)  
第9214号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定(393) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定(394) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(395) (〃) . . . . . 2
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出(396) (住まいまちづくり課) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出(397) (企業支援課) . . . . . 3
	種畜証明書の交付(398) (畜産課) . . . . . 3
	種畜証明書の書換交付(399) (〃) . . . . . 4
	保安林の指定予定(400) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(401) (治山砂防課) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(402) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出(403) (〃) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(404) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出(405) (〃) . . . . . 6
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出(住まいまちづくり課) . . . . . 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活安全企画課) . . . . . 7
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施(2件) (技術企画課) . . . . . 8

告 示

鳥取県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人専仁会	倉吉市清谷町一丁目286	医療法人専仁会介護老人保健施設ハワイ信生苑	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉58-5	訪問リハビリテーション	令和2年6月5日

鳥取県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日
植木 弘道	八頭郡八頭町日下部461-4	令和2年6月9日

鳥取県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
北斗薬局関金店	倉吉市関金町関金宿199-3	令和2年5月31日

鳥取県告示第396号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社建築構造センター
- 2 変更する旨の届出があった事項  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所（神奈川事務所）の所在地  
変更前 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3-19  
変更後 神奈川県横浜市西区高島二丁目12-6
- 3 変更年月日  
令和2年7月13日

鳥取県告示第397号

令和2年鳥取県告示第27号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したアムズ鳥取に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見の概要
  - (1) 複数の大型室外機が住宅に向けて設置される設計となっていることから、室外機の位置の変更、防音壁の設置等の騒音対策を講じること。
  - (2) 大規模な集客施設には不特定多数の人々が集うことが見込まれることから、事故や犯罪が起こる可能性がある。防犯、安全対策上、店舗南側の住宅の敷地を一般人が通行することのないように、フェンスを設置する等の対策を講じること。
  - (3) 既設店舗の解体工事の影響について
    - ア 既設店舗の解体工事により、住宅のブロック塀に亀裂及び傾きが生じているため、安全策を講じること。
    - イ 原状回復については、新設塀の仕様、位置、設置時期等の具体的な内容を提示すること。
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年7月3日から1月間
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第398号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
32031010001	トットリ デー 5 9215	豚 デュロック種	令和元年 5年16日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ デー 9199	トットリ デー 6 6152	2級	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場
32031010002	トットリ デー 10 9255	〃	令和元年 7月24日	〃	トットリ デー 9199	トットリ デー 10 4242	〃	〃

32031010003	トットリ ビー 4 9112	豚 パークシャ ー種	令和元年 10月23日	〃	トットリ ビー 1 3062	トットリ ビー 8 7096	〃	〃
11510034981	福元花	肉用牛 黒毛和種	平成31年 3月19日	鳥取県 東伯郡 北栄町	福増	もとはなひさ	〃	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
11363161346	稀石 6134	〃	平成31年 3月2日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	光平栄	びれす	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11363161384	学壮 6138	〃	平成31年 3月4日	〃	舞菊福	ひさみつ	〃	〃
11389461628	稀松 6162	〃	平成31年 3月15日	〃	光平栄	ふじやすとし	〃	〃
11389461659	山槍 6165	〃	平成31年 3月17日	〃	神安平	いすずひめ	〃	〃
11389461703	姫崎 6170	〃	平成31年 3月21日	〃	福之姫	はるみつ	〃	〃
11389461734	学上 6173	〃	平成31年 3月23日	〃	舞菊福	みつかみひさ	〃	〃
11389461826	学哲 6182	〃	平成31年 4月2日	〃	舞菊福	てるみつひら	〃	〃
11389461871	学免 6187	〃	平成31年 4月5日	〃	舞菊福	かみふくひさ	〃	〃
11389461932	未沙歌 6193	〃	平成31年 4月16日	〃	光福久	はるのめぐみ	〃	〃

鳥取県告示第399号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書  
の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	種畜の種別	変更事由	変更後	変更前
11363159480	肉用牛 黒毛和種	種畜の名前の変更	彩安平	浅東 3004

鳥取県告示第400号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規  
定により告示する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡八頭町市谷字荒神谷 585、582 の 2、586、587、588、589 の 1、字村内 380 の 2、380 の 3
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第401号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

松河原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡大山町松河原字宮木233	1号及び2号
西伯郡大山町松河原字下松山2479	3号
西伯郡大山町松河原字下松山417	4号
西伯郡大山町松河原字下松山429	5号
西伯郡大山町松河原字中条屋敷2458	6号
西伯郡大山町松河原字宮木231	7号

鳥取県告示第402号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月3日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社室山商店	有限会社室山商店介護事業所らるご	倉吉市住吉町65	令和2年6月15日	令和2年7月15日	特定福祉用具販売

鳥取県告示第403号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

示する。

令和2年7月3日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社室山商店	有限会社室山商店介護事業所らるご	倉吉市住吉町65	令和2年6月15日	令和2年7月15日	特定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第404号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月3日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
富長 将人	富長内科眼科クリニック	米子市東福原五丁目12-19	令和2年6月23日	令和2年4月30日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月3日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
富長 将人	富長内科眼科クリニック	米子市東福原五丁目12-19	令和2年6月23日	令和2年4月30日	介護予防居宅療養管理指導

## 公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和2年7月3日から同年9月3日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和2年9月3日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信  
岡山市中区清水369-2
- 2 大規模店舗の名称  
(仮称) ザグザグ境港蓮池町店

- 3 大規模店舗の敷地の所在地  
境港市蓮池町58-1ほか
- 4 大規模店舗の用途  
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積  
1,575平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日  
令和2年10月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）  
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和2年7月3日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年8月2日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
令和2年8月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和2年8月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年8月4日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
令和2年8月11日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年8月18日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年8月25日 午前10時から午後	〃	〃	〃	〃

2時30分まで				
令和2年8月25日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県インフラ維持管理システム構築及び運用保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務の履行場所

鳥取県本庁舎その他の鳥取県が指定する場所及び受注者の事業所

(5) 入札方法



ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（課税事業者に限る。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ウ 落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の改札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営のいずれの業種区分にも登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年7月10日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）において、土木インフラの維持管理の効率化に関するシステムの導入（システム機能の改修を含む。）及び運用保守業務を元請けとして受託した実績を複数有すること。なお、運用保守業務については、令和2年8月19日時点で、契約期間が1年以上経過するものも実績として取り扱うこととする。

キ 本件業務の履行期間中、次の(ア)及び(イ)の履行体制を確保すること。

(ア) 本件業務の総括責任者（以下「プロジェクトマネージャ」という。）として、過去5年以内に国、都道府県又は指定都市において、土木インフラの維持管理の効率化に関するシステムの導入（システム機能の改修を含む。）及び運用保守業務（契約期間中のものにあつては、令和2年8月19日時点で契約期間が1年以上経過しているものに限る。）に従事した実績を複数有する者を、本件業務に配置すること。

(イ) プロジェクトマネージャの指揮の下に、本件業務に従事する者（以下「プロジェクト従事者」という。）として、国、都道府県又は指定都市において、土木インフラの維持管理の効率化に関するシステムの導入（システム機能の改修を含む。）及び運用保守業務（契約期間中のものにあつては、令和2年8月19日時点で契約期間が1年以上経過しているものに限る。）に従事した実績を有する者を、本件業務の遂行に支障がないよう適切に配置すること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ケ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のアからエまで及びケの全てに該当すること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年7月10日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員の1以上の者が(1)のカの実績を複数有すること。

エ 共同企業体として、(1)のキの履行体制を確保できること。

オ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

カ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

キ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

ク 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部技術企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部技術企画課

電話 0857-26-7410

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## (3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、令和2年7月3日（金）から同年8月19日（水）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/gijyutsukikaku/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び時間

令和2年7月3日（金）から同年8月19日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

## ア 提出期限

令和2年8月19日（水）午後5時

なお、郵送による場合は、提出期限までに提出場所に必着のこと。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## (6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

## ア 日時

令和2年8月19日（水）午後5時

## イ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和2年7月15日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の

全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書等の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、前項による総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Creation, Operation, and Maintenance of Tottori Prefectural Infrastructure Maintenance Management System : 1 set

(2) Deadline for submission of application for qualification and other documents as outlined in the instructions to bidders : 5 :00 PM, July 15, 2020

(3) Deadline for submission of bids, project proposals, and other related documents : 5 :00 PM, August 19, 2020

(4) Please Contact : Division of Planning and Disaster Prevention, Department of Land Management, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7410

-----  
総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

## (1) 業務の名称及び数量

鳥取県工事監理システム開発構築および運用保守業務 一式

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## (4) 業務の履行場所

鳥取県本庁舎その他の鳥取県が指定する場所及び受注者の事業所

## (5) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 入札者は原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（課税事業者に限る。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ウ 落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の改札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営のいずれの業種区分にも登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年7月10日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ 過去10年以内に国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）において、工事監理システムと同等の内容のシステムの構築（再構築を含む。）業務及び運用保守業務を元請けとして受託した実績を有すること。なお、運用保守業務については、令和2年8月19日時点で、契約期間が1年以上経過するものも実績として取り扱うこととする。

キ 本件業務の履行期間中、次の(ア)から(ウ)までの全ての履行体制を確保すること。

(ア) 本件業務の総括責任者（以下「プロジェクトマネージャ」という。）として、過去10年以内に国、都道府県又は指定都市において、本件業務と同等のシステムの構築（再構築を含む。）の業務に総括責任者

として従事した実績を有する者を、本件業務に配置すること。

(イ) 本件業務の現場責任者（以下「プロジェクトリーダー」という。）として、過去10年以内に国、都道府県又は指定都市において、本件業務と同等のシステムの構築（再構築を含む。）の業務に現場責任者として従事した実績を有する者を、本件業務に配置すること。

(ウ) プロジェクトマネージャ又はプロジェクトリーダーの指揮の下に、本件業務に従事する者（以下「プロジェクト従事者」という。）として、本件業務と同等のシステムの構築（再構築を含む。）の業務に従事した実績を有する者を、本件業務の遂行に支障がないよう適切に配置すること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ケ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のアからエまで及びケの全てに該当すること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年7月10日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員の1以上の者が(1)のカの実績を有すること。

エ 共同企業体として、(1)のキの履行体制を確保できること。

オ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

カ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

キ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

ク 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部技術企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部技術企画課

電話 0857-26-7410

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、令和2年7月3日(金)から同年8月19日(水)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/gijyutsukikaku/>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和2年7月3日(金)から同年8月19日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和2年8月19日(水)午後5時

なお、郵送による場合は、提出期限までに提出場所に必着のこと。

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和2年8月19日(水)午後5時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和2年7月15日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書等の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、前項による総合評価の最も高かった者を落札者とする。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Creation, Operation, and Maintenance of the Tottori Prefectural Construction Supervision system :  
1 set

(2) Deadline for submission of application for qualification and other documents as outlined in the instructions to bidders : 5:00 PM, July 15, 2020

(3) Deadline for submission of bids, project proposals, and other related documents : 5:00 PM, August 19, 2020

(4) Please Contact : Division of Planning and Disaster Prevention, Department of Land Management, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7410